

資 料

目 次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和5年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	23
第5表 管理職手当の支給状況	24
第6表 住居手当の支給状況	24
第7表 通勤手当の支給状況	25

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和5年)の概要	27
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	27
第9表 給与改定の状況	28
第10表 企業規模別、職種別給与額等	29
第11表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	35
第12表 初任給の改定状況	35
第13表 家族手当の支給状況	36
第14表 在宅勤務関連手当の支給状況	36
第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	37
第16表 定年制の状況	37
(参考) 職員と民間従業員の職務対応	38

生計費

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	39
---------------------	----

労働経済情勢

第18表 労働経済指標	40
-------------	----

人事院勧告等

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子	41
令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子	43
令和5年 給与勧告の骨子	43

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和5年）の概要

1 調査時期

令和5年4月1日現在

2 調査対象

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区分	職員数	平均給与月額							対前年比	対前年増減 (△印は減)	平均年齢	平均経験年数
		給料の月額	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合計	対前年比				
一般職員	人	円	円	円	円	円	円	円	%	円	歳	年
	10,188 (10,261)	324,428 (327,622)	7,269 (7,383)	40,639 (40,789)	7,799 (7,524)	5,165 (5,649)	385,300 (388,967)	99.1 (99.1)	△ 3,667 (△3,635)	41.5 (41.8)	19.4 (19.7)	
うち 行政職員	8,885 (8,915)	323,630 (326,594)	7,138 (7,246)	40,552 (40,685)	7,773 (7,514)	4,651 (5,201)	383,744 (387,240)	99.1 (99.1)	△ 3,496 (△3,625)	41.4 (41.7)	19.5 (19.7)	
教育職員	20,527 (20,514)	346,338 (346,732)	7,353 (7,209)	43,420 (43,146)	8,405 (8,263)	11,499 (11,726)	417,015 (417,076)	100.0 (99.6)	△ 61 (△1,733)	38.8 (39.1)	15.9 (16.2)	
警察官	15,390 (15,462)	328,326 (326,130)	13,809 (13,610)	41,505 (40,910)	5,569 (5,487)	1,285 (1,294)	390,494 (387,431)	100.8 (100.4)	3,063 (1,356)	38.3 (38.1)	17.7 (17.5)	
合計	46,105 (46,237)	335,484 (335,601)	9,490 (9,388)	42,166 (41,875)	7,324 (7,171)	6,690 (6,889)	401,154 (400,924)	100.1 (99.7)	230 (△1,216)	39.2 (39.4)	17.3 (17.4)	

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、再任用職員は含まれていません。
(以下第7表までについて同じです。)

- (1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員
- (2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員
- (3) 教育職員…教育職給料表の適用職員
- (4) 警察官…公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 () 内は、前年（令和4年4月1日現在）の調査結果の値です。

第2表 給料表別の職員数等の状況

その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経年数

区 分			職員数		学 歴 別 人 員 構 成 比					性別人員構成比		平均 給料月額	平均 年齢	平均 経年数
			人	%	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女				
一 般 職 員	行政 職 員	行政職給料表(1)	8,055 (8,070)	17.5 (17.5)	73.4 (73.7)	7.1 (7.4)	19.0 (18.3)	0.5 (0.6)	59.7 (60.4)	40.3 (39.6)	326,024 (328,980)	41.6 (41.8)	19.6 (19.8)	
		学校行政職給料表	830 (845)	1.8 (1.8)	50.5 (50.8)	9.4 (9.5)	39.0 (38.6)	1.1 (1.2)	41.7 (42.8)	58.3 (57.2)	300,391 (303,811)	39.9 (40.5)	18.6 (19.0)	
		小計	8,885 (8,915)	19.3 (19.3)	71.3 (71.6)	7.3 (7.6)	20.9 (20.2)	0.6 (0.6)	58.0 (58.7)	42.0 (41.3)	323,630 (326,594)	41.4 (41.7)	19.5 (19.7)	
		行政職給料表(2)	110 (118)	0.2 (0.3)	0.9 (0.8)	- (0.8)	97.3 (96.6)	1.8 (1.7)	98.2 (99.2)	1.8 (0.8)	354,721 (362,630)	49.4 (49.9)	29.9 (30.5)	
		海事職給料表(1)	18 (17)	0.0 (0.0)	11.1 (11.8)	22.2 (29.4)	66.7 (58.8)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	381,528 (396,035)	46.9 (48.5)	26.3 (27.3)	
		海事職給料表(2)	20 (24)	0.0 (0.1)	- (-)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	283,530 (290,496)	41.0 (40.9)	19.7 (19.4)	
		研究職給料表	236 (245)	0.5 (0.5)	99.2 (99.2)	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	- (-)	72.5 (72.7)	27.5 (27.3)	371,556 (370,518)	43.9 (43.7)	20.5 (20.1)	
		医療職給料表(1)	38 (40)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	55.3 (52.5)	44.7 (47.5)	464,039 (470,140)	45.6 (46.4)	19.6 (20.9)	
		医療職給料表(2)	90 (88)	0.2 (0.2)	78.9 (77.3)	21.1 (22.7)	- (-)	- (-)	26.7 (25.0)	73.3 (75.0)	321,541 (326,536)	42.2 (42.8)	18.9 (19.7)	
		医療職給料表(3)	31 (37)	0.1 (0.1)	3.2 (8.1)	96.8 (91.9)	- (-)	- (-)	6.5 (8.1)	93.5 (91.9)	344,116 (345,589)	50.7 (50.1)	24.7 (24.5)	
		学校栄養職給料表	75 (78)	0.2 (0.2)	62.7 (62.8)	37.3 (37.2)	- (-)	- (-)	4.0 (5.1)	96.0 (94.9)	242,423 (242,988)	33.1 (33.3)	9.9 (9.6)	
		福祉職給料表	680 (692)	1.5 (1.5)	93.2 (93.9)	4.6 (4.2)	2.1 (1.7)	0.1 (0.1)	52.5 (52.7)	47.5 (47.3)	312,212 (317,411)	40.6 (41.3)	17.4 (18.1)	
		特定任期付職員給料表	5 (7)	0.0 (0.0)	80.0 (100.0)	20.0 (-)	- (-)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	571,500 (562,586)	62.0 (58.6)	24.3 (11.9)	
		計	10,188 (10,261)	22.1 (22.2)	72.3 (72.5)	7.5 (7.8)	19.7 (19.1)	0.5 (0.6)	57.7 (58.4)	42.3 (41.6)	324,428 (327,622)	41.5 (41.8)	19.4 (19.7)	
	教育職員	教育職給料表	20,527 (20,514)	44.5 (44.4)	95.3 (95.1)	3.9 (4.0)	0.8 (0.9)	- (-)	50.8 (51.1)	49.2 (48.9)	334,160 (334,578)	38.8 (39.1)	15.9 (16.2)	
警察官	公安職給料表	15,390 (15,462)	33.4 (33.4)	45.5 (46.2)	7.8 (7.9)	46.7 (45.9)	- (-)	90.0 (90.3)	10.0 (9.7)	328,326 (326,130)	38.3 (38.1)	17.7 (17.5)		
合	計	46,105 (46,237)	100.0 (100.0)	73.6 (73.8)	6.0 (6.1)	20.3 (20.0)	0.1 (0.1)	65.4 (65.8)	34.6 (34.2)	330,062 (330,209)	39.2 (39.4)	17.3 (17.4)		

注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

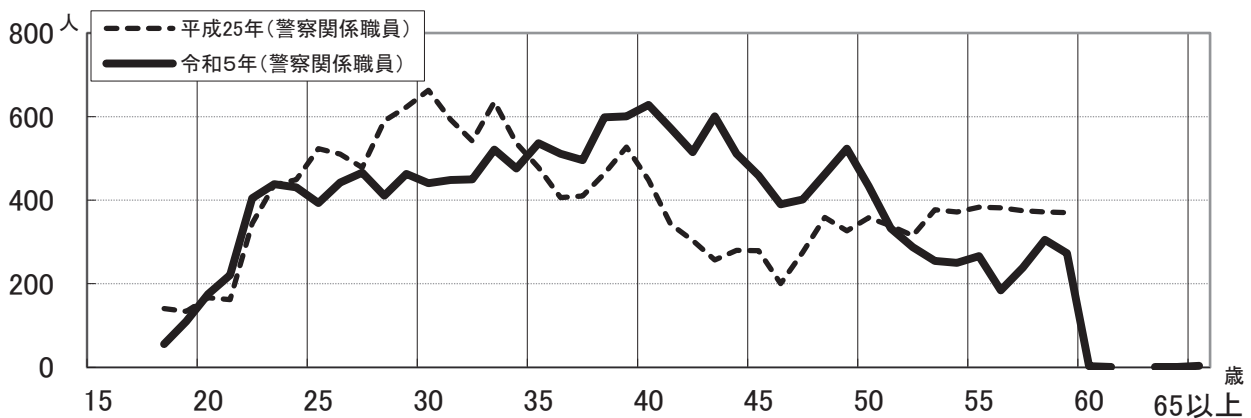
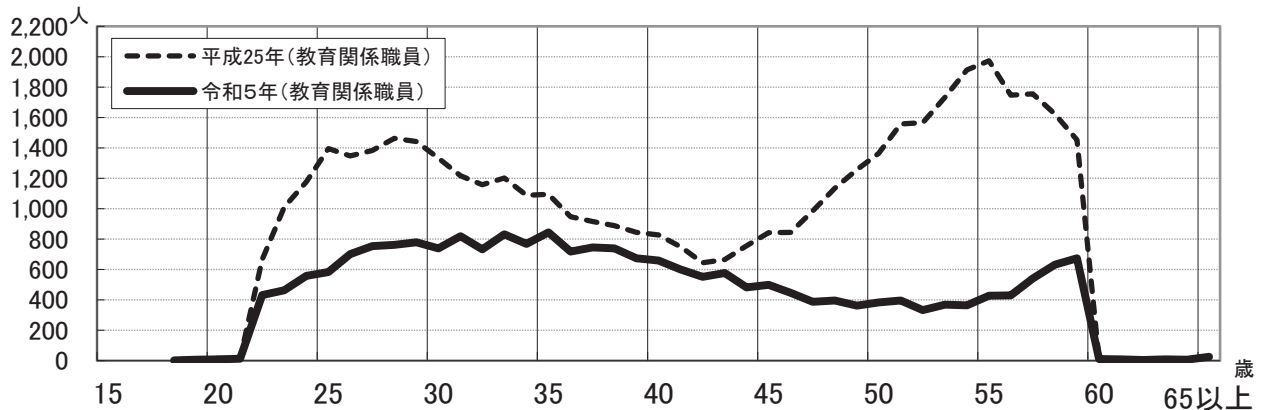
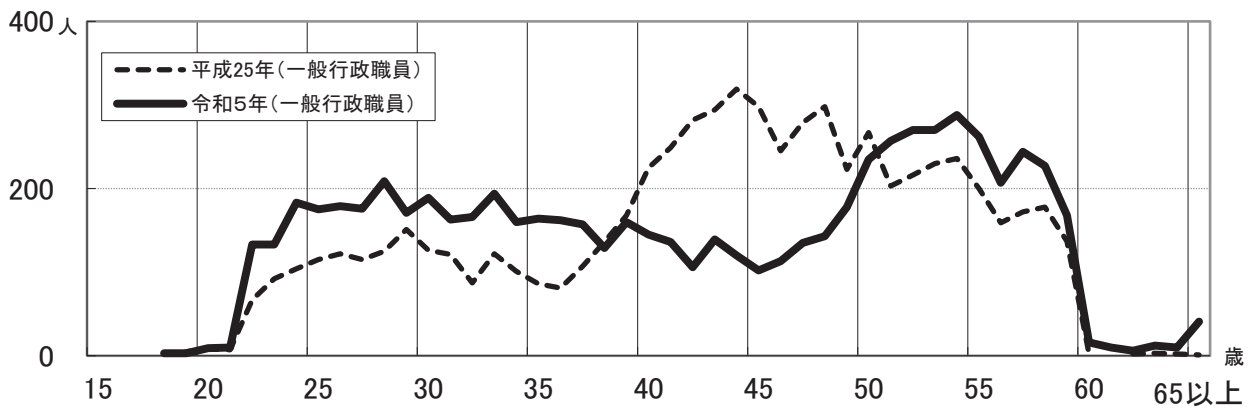
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合があります。(以下の表について同じです。)

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2及び3の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、346,338円(346,732円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和5年4月(A)	平成25年4月(B)	増 減(A)-(B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
一 般 行 政 職 員	6,868	6,766	102	101.5
教 育 関 係 職 員	22,248	46,012	△ 23,764	48.4
うち教育職給料表	20,527	42,875	△ 22,348	47.9
うち学校行政職給料表	830	1,902	△ 1,072	43.6
警 察 関 係 職 員	16,989	16,527	462	102.8
うち公安職給料表	15,390	15,034	356	102.4
合 計	46,105	69,305	△ 23,200	66.5



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
 3 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										
4										
5										1
6										
7										
8										
9	8			1						
10			1	1						1
11		2		1	1					
12	17	3	2	2	1					
13	1	9	5	1					1	
14		3	1	1						
15		5		1					2	
16	12	49	3						5	
17	20	40	11	2					7	1
18	3	25	1	5	1				8	
19		12	2	1					3	
20	18	24	5	2		1			1	
21	3	14	4	9					1	
22	1	11	9	3	1	1			2	
23		7	7	10	1				2	
24	22	39	10	8	3				1	
25	7	46	17	18	2	1			2	
26	3	37	23	13	1	1			1	
27	2	34	24	20	3	4				
28	22	50	18	27	5	1			1	
29	162	46	24	24	3			1		
30	19	48	27	22	8	2	1	3	1	
31	10	43	25	22	8	5	2	2	1	
32	156	38	27	24	15	4	8	6	3	
33	18	39	30	31	8	2	3	6		
34	7	41	45	36	14	4	4	3	1	
35	5	24	29	37	5	5	26	3		
36	150	47	32	25	14	7	29	5		
37	34	30	30	34	9	3	8	4	1	
38	11	24	31	41	11	2	6	6		
39	10	23	30	29	18	5	11	2	1	
40	123	21	23	32	16	3	12	5		
41	66	15	23	31	18	7	15	2	1	
42	17	16	26	37	20	6	12	1		
43	13	16	27	21	14	5	16	4		
44	79	16	27	29	18	6	15	2		
45	59	12	26	24	13	7	23	10		
46	24	10	10	25	9	7	17			
47	16	13	14	29	9	7	18			
48	29	13	12	24	14	8	23			
49	22	10	13	16	18	10	13			
50	10	11	12	15	7	6	19			
51	9	12	10	25	7	7	14			
52	27	8	12	15	13	6	13			
53	10	9	13	15	12	8	17			
54	10	3	12	9	11	19	14			
55	13	1	21	14	5	38	19			
56	23	2	13	10	8	17	15			
57	9	3	13	10	7	11	21			
58	7	3	7	14	9	18	9			
59	12	4	5	17	9	18	12			
60	16	5	9	15	12	14	4			
61	20	1	10	9	10	13	13			
62	11	2	5	8	5	14	7			
63	5	1	2	9	4	16	11			
64	14	2	1	5	9	14	11			
65	6	4	7	12	6	17	126			
66	5		2	10	7	15				
67	3	1	3	10	6	21				
68	6	2	6	13	6	20				

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69	3	2	3	7	6	16				
70	2	2	2	6	2	24				
71	1		3	5	9	17				
72	2	1	1	2	18	28				
73	3	1	2	7	13	22				
74	1	1	6	8	11	20				
75	7		3	9	10	15				
76	3		1	9	6	12				
77	2	2	1	8	20	14				
78	3	1	1	5	18	19				
79	1	2	3	8	15	11				
80	1	2	1	6	15	18				
81	1		1	10	14	17				
82	3	1		16	22	16				
83	2		2	11	12	19				
84	2	3	2	13	15	16				
85	1		3	16	14	10				
86	1		3	16	21	11				
87	2	3	2	10	15	17				
88	3			19	14	17				
89	3		1	5	23	15				
90			2	11	20	9				
91	4		2	16	24	13				
92	3			11	34	13				
93	89	1	1	21	21	57				
94		1	1	14	37					
95			1	22	22					
96			3	21	33					
97		1	2	17	30					
98			7	11	30					
99		1	2	23	24					
100			1	18	28					
101			1	23	239					
102		1	2	14						
103			2	19						
104				24						
105			3	275						
106			1							
107		1	6							
108			2							
109		1	2							
110										
111			1							
112										
113			22							
114										
115		1								
116										
117		1								
118		1								
119										
120										
121		1								
122		1								
123										
124										
125		12								
人員計(人)	1,528	1,074	942	1,690	1,268	852	587	65	46	3
(構成比(%))	(19.0)	(13.3)	(11.7)	(21.0)	(15.7)	(10.6)	(7.3)	(0.8)	(0.6)	(0.0)
平均給料月額 (円)	208,469	247,594	297,724	358,691	387,396	409,510	442,272	465,214	509,078	545,000
平均年齢(歳)	28.1	32.0	37.5	46.1	49.4	51.4	54.1	56.1	57.4	53.3
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験 を必要とする 主事、技師等	主任主事、 主任技師等	主査等	副主幹、 副技幹等	グループ リーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等

注「標準的な職」は代表的なものを掲げています。(以下の給料表について同じです。)

学校行政職給料表（県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73							1
2								74							1
3								75		1				3	4
4								76		1				1	
5								77						2	4
6								78		1				5	2
7								79		2					
8								80					1	2	2
9	2							81					1	2	
10	1	2						82					1	1	4
11								83					1	4	1
12	4							84		1			1	4	1
13	1	3						85					2	4	2
14		2						86		2			4	1	1
15		2	1					87						2	1
16	2	7						88		1			1	2	1
17	2	2						89					1	1	1
18		2	2	1	1			90					1	5	1
19		2	1					91					3		
20	6	4	1					92					3	3	1
21	2	5						93	16				2	5	1
22					3			94					2	8	
23		3	1		1			95					1	4	
24	7	10			1			96					2	5	
25	4	8	6	2				97					5	8	
26		7	3	1				98					2	3	
27		11	1	4				99					5	6	
28	6	4	2	4				100					3	3	
29	8	6	4	2				101					1	32	
30	3	9	3	3				102					3		
31	2	8	9	6				103					2		
32	17	3	4	2				104					2		
33	9	3	3	2				105					18		
34	2	4	4	3				106							
35	5	2	3	3				107							
36	20		7	5				108							
37	7	5	8	2				109							
38	6	1	2	1				110							
39	3	2	4	3				111							
40	7	3	6	1				112							
41	5	5	5	7				113							
42	6	3	1	5				114							
43	2	2	1	1				115							
44	9		3	3				116							
45	6	1	4	1	1			117							
46	1	2	1	1				118							
47	3	2	5	2				119							
48	4			3				120							
49		3	2	1				121							
50		1	4	4				122							
51	2	3	1					123							
52	2	1	1					124							
53	2		1	1				125							
54	3														
55	1	1	2	2	1			人員計(人)	213	148	107	157	135	70	
56		2						(構成比(%))	(25.7)	(17.8)	(12.9)	(18.9)	(16.3)	(8.4)	
57	2				1	1		平均給料月額	207,159	243,358	288,283	357,157	395,739	411,969	
58	1	1						(円)							
59					1	1		平均年齢(歳)	30.0	32.4	35.2	45.3	52.7	56.2	
60	2	1			1	1									
61	1					1		標準的な職	主事、 事務主事	高度の知識 経験を必要 とする主事、 事務主事	主任主事、 主任事務 主事	主査、 事務主査	副主任、 総括事務 主査	事務長、 事務主幹	
62						1									
63															
64															
65						1									
66	1				1	1									
67	2		1		1	2									
68						1									
69	3														
70	2				1										
71	2					4									
72					1	3									

行政職給料表(2) (機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6			1		1	
7						
8				1		
9					2	
10						
11						
12						
13					1	
14			2	1	1	
15						
16						
17						
18			1			1
19						1
20						
21						
22					1	
23						1
24						
25						
26						2
27						1
28						
29				1		2
30						
31				1		
32						
33						1
34						
35						1
36						
37		1				
38		1				
39						
40						
41						
42						1
43						1
44						
45						2
46						
47						1
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						1
59						
60						1
61			1			
62						
63						1
64						
65						
66						
67						2
68						
69						1
70						1
71						1
72						2

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76						
77						1
78						
79						1
80						
81						1
82						3
83						
84						2
85						1
86						1
87						
88						1
89						2
90						
91						
92						3
93						1
94						3
95						4
96						6
97						3
98						3
99						3
100						3
101						3
102						2
103						4
104						1
105						3
106						2
107						1
108						2
109						2
110						2
111						1
112						2
113			1			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)		2	6	4	6	92
(構成比(%))		(1.8)	(5.5)	(3.6)	(5.5)	(83.6)
平均給料月額 (円)		180,600	220,217	233,050	265,033	378,417
平均年齢(歳)		22.5	35.8	31.0	35.0	52.6
標準的な職	技能職員		相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員

海事職給料表(1) (船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22			1				
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35			1				
36							
37			1				
38							
39							
40						1	
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47					1		
48				1		1	
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55				1			
56							
57							
58							
59							
60		1					
61							
62							
63							
64							
65							
66					1		
67						1	
68				1			
69							
70							
71					1		
72					1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88						1	
89							
90				1			
91						1	
92							
93						1	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
人員計(人)		1	3	4	7	3	-
(構成比(%))		(5.6)	(16.7)	(22.2)	(38.9)	(16.7)	(-)
平均給料月額(円)		261,200	283,933	364,050	424,886	441,367	-
平均年齢(歳)		34.0	35.0	46.8	51.0	54.0	-
標準的な職		大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等

海事職給料表(2) (船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36		1				
37						
38			1			
39						
40				1		
41						
42						
43			1			
44						
45						
46			1			
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55			2			
56						
57			1			
58			2			
59						
60						
61						
62						
63						
64		1				
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81				1		
82				1		
83						
84						
85		2				
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						1
97						3
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
人員計(人)		4	9	3	-	4
(構成比(%))		(20.0)	(45.0)	(15.0)	(-)	(20.0)
平均給料月額 (円)		241,200	259,689	313,433	-	357,075
平均年齢(歳)		37.5	37.6	41.0	-	52.3
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等	大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等		相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等

研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5				1			
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13				1			
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20			2				
21				1			
22			1	1			
23			1				
24			1				
25				3			
26				2		1	
27				2			
28			1	3			
29			2	2		1	
30			1	2			
31				7			
32			1	2	1	2	
33				3			
34				1		2	
35			3	1		2	
36	2		4	3		2	
37			1			2	
38				2		2	
39			4	2		1	
40	2		4	2	1	1	
41	3		1	1	1		
42	1			3			
43			1	2			
44	1			1			
45	1			1	2	1	
46			1	1		2	
47					1	2	
48	4			2	2		
49	1		1				
50			1			2	
51			2		2	3	
52	1				1		
53	1		1		1		
54				2			1
55				3		1	
56	2		1		3	1	
57					1		
58			2		2		
59	1		1		3	1	
60	4						
61						13	
62				1	1		
63				1			
64	1		1	1	1		
65							
66	1				4		
67				1	2		
68				1	2		
69				1	1		
70							
71							
72			1		1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73					1		
74							
75							
76					2		
77					2		
78					1		
79					1		
80			1				
81				1	4		
82				2			
83							
84							
85							
86				1			
87							
88							
89				14			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		26	41	81	45	42	1
(構成比(%))		(11.0)	(17.4)	(34.3)	(19.1)	(17.8)	(0.4)
平均給料月額(円)		234,592	283,524	362,630	429,080	494,186	525,900
平均年齢(歳)		27.8	34.1	42.8	52.8	55.7	59.0
標準的な職	研究員		高度の知識 経験を必要とする研究 員	主任研究員	試験研究 機関の 課長等	規模の大きい試験研 究機関の長 等	特に規模の 大きい試験 研究機関の 長

医療職給料表(1) (保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13					
14					
15					
16			2		
17			1		
18			1		
19					
20					
21		3			
22					
23					
24		2			
25		1			
26					
27					
28		1			
29					
30					
31					
32					1
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		
46					
47					1
48					
49					
50					
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60			1		
61					
62					
63					
64			1		
65				1	2
66			1		
67					
68				2	
69					
70					
71				1	
72			1		

号給	級	1	2	3	4
73					
74					
75				1	
76					
77					
78					
79					
80			2		
81				1	
82					
83					
84				1	
85				1	
86					
87					
88					
89					
90					
91				2	
92					
93				3	
94					
95					
96					
97					
人員計(人)		7	14	13	4
(構成比(%))		(18.4)	(36.8)	(34.2)	(10.5)
平均給料月額 (円)		331,400	436,164	536,146	559,375
平均年齢(歳)		30.4	38.8	57.7	56.8
標準的な職	医師、 歯科医師		相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長

医療職給料表(2)

(保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73						1	
2								74							
3								75							
4								76							
5								77							
6								78							
7								79							
8			1					80							
9				1				81					1		
10								82					1		
11								83			1				
12				1				84							
13								85		1					
14								86							
15								87					1		
16				1				88							
17			3	1				89							
18								90							
19				2	1			91							
20			3	2				92							
21								93				1	2		
22								94					1		
23				1				95							
24			2					96					1		
25			1					97					11		
26				2			1	98							
27								99							
28			1	1				100							
29								101							
30								102							1
31								103							
32			5					104							
33								105							1
34								106							
35				1	1			107							
36								108							
37			1	1				109							1
38					2			110							1
39			1					111							
40								112							
41			1			1		113							
42			1		1			114							
43								115							
44			1					116							
45								117							
46								118							
47			1					119							
48					1	2		120							
49			1		1	1		121							
50						1		122							
51			2					123							
52			1					124							
53						1		125							
54						1		126							
55								127							
56								128							
57			1		1			129							
58								130							
59								131							
60			1					132							
61								133			1				
62			1					人員計(人)		1	32	15	30	7	5
63								(構成比(%))		(1.1)	(35.6)	(16.7)	(33.3)	(7.8)	(5.6)
64					1			平均給料月額(円)		244,700	250,916	283,673	381,450	400,943	431,900
65					1			平均年齢(歳)		62.0	31.5	36.3	50.9	53.3	57.2
66			1		1			標準的な職		栄養士、診療放射線技師等	薬剤師、獣医師等	相当困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	家畜保健衛生所の長等
67															
68															
69															
70															
71															
72															

医療職給料表(3) (社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1				1				73				1			
2								74							
3								75							
4								76				1			
5								77							
6								78							
7								79			1				
8								80							
9								81							
10								82							
11								83							
12								84							
13								85							
14								86							
15								87							
16								88							
17								89							
18								90							
19								91							
20								92							
21								93							
22								94							
23			1	1				95							
24								96							
25								97							
26								98					1		
27								99							
28								100							
29				1				101			1				
30								102							
31								103							
32								104							
33						1		105							
34								106							
35								107							
36					1			108							
37								109							
38								110							
39								111							
40								112							
41				1				113							
42								114							
43								115							
44								116							
45				1				117							
46					1			118							
47								119							
48								120							
49				1				121							
50						1		122							
51								123							
52			2	2				124							
53								125							
54						1		126							
55								127							
56					1			128							
57				2				129							
58								130							
59					1			131							
60								132							
61								133							
62								134							
63				1				135							
64								136							
65								137							
66								138							
67					1			139							
68								140							
69				1				141							
70				1	1			142							
71								143							
72					1			144							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人員計(人)	-	-	5	15	8	3	-	
(構成比(%))	(-)	(-)	(16.1)	(48.4)	(25.8)	(9.7)	(-)	
平均給料月額 (円)	-	-	311,760	325,793	373,463	411,400	-	
平均年齢(歳)	-	-	43.6	51.8	52.6	52.3	-	
標準的な職	准看護師	助産師、 看護師	高度の知識経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護 師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部 長	

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2						74					
3						75		2			
4						76					
5						77					
6			1			78					
7						79					
8						80					
9						81					
10			2			82					
11						83					
12			1			84					
13						85		7			
14			2	1		86					
15			1			87					
16					1	88					
17						89					
18			2			90					
19			2			91					
20			2			92					
21			2			93					
22			4			94					
23		3				95					
24			1	3		96					
25				2		97					
26		1				98					
27		1				99					
28		1			1	100					
29		1	3		1	101					
30		1	1	1		102					
31			5			103					
32			1	1		104					
33						105					
34					1	106					
35			3			107					
36						108					
37			1			109					
38			2			110					
39		2	1			111					
40			1			112					
41						113					
42						114					
43						115					
44			1			116					
45						117					
46						118					
47			1			119					
48						120					
49			1			121					
50					1	122					
51						123					
52						124					
53						125					
54						126					
55						127					
56						128					
57						129					
58						130					
59						131					
60						132					
61						133					
62		1				人員計(人)	21	41	8	5	
63						(構成比(%))	(28.0)	(54.7)	(10.7)	(6.7)	
64						平均給料月額(円)	221,576	233,410	283,338	338,420	
65						平均年齢(歳)	39.5	28.5	35.1	40.6	
66						標準的な職	技師、 学校栄養技師	困難な業務を 行う技師、 学校栄養技師	主任技師、 学校栄養主任 技師	主査、 学校栄養主査	
67											
68											
69											
70											
71		1									
72											

福祉職給料表 (社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		2				
12		7				
13		4				
14		1	1			
15		2				
16		7				
17		4	1			
18		1				
19		2	1			
20		3				
21		5	1			
22		1	1			
23		6	1	1		
24		11				
25	27	6	6			
26	1	8	2	1		
27	2	2	2	1		
28	16	3	1	1		
29	1	5				
30	1	3	3			
31	2	5	1			
32	15	7	1	1		2
33	2	4	1			
34	1	6	2	1		
35	1	7		3		1
36	6	7	2	1		3
37		5	2	2		
38		3		1		1
39	4	5	1			
40	3	1	2	2		1
41	1	8	1			
42		8		1		
43		4	1	1		
44	2	3	1			
45	1	6		2	2	
46		2	1			1
47	2	2	1	2		
48	2	3		1		
49		3	1	4		1
50	4	2			2	
51	2	2	2	1	3	1
52	2	5	1		2	1
53	4	1		2	1	
54			2	3	2	
55				1	3	
56	2	2		3		
57	4	1	1	4	1	
58	1	2	1	2	3	
59		2			1	
60	1	3		2		
61	1	4			1	
62		3		3	1	
63				1	1	
64				2	3	
65			1	3	2	
66	1	2		1		
67		2		4	1	
68		2		4	2	
69				3	2	
70		1		1	1	
71		1		2	1	
72	1	4	1	4		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
73		1		1	1	
74		2		5		
75				2	1	
76				2	2	
77				4		
78		2		4		
79		1	2	4	1	
80		1		7		
81		1	2	1	1	
82				10		
83				3		
84				6		
85				5	2	
86				4		
87		2	1	5		
88		1		6		
89			1	3		
90				2		
91		1		3		
92			1	3		
93				2		
94				4		
95		2		4		
96				4		
97				4		
98		1		8		
99				4		
100		1		9		
101		1		4		
102				13		
103				3		
104						
105				2		
106				1		
107		1		2		
108		3		1		
109				4		
110		1				
111	1					
112		1				
113						
114						
115						
116						
117	1					
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128		1				
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
人員計(人)	115	235	54	221	43	12
(構成比(%))	(16.9)	(34.6)	(7.9)	(32.5)	(6.3)	(1.8)
平均給料月額 (円)	213,196	269,751	311,131	384,200	406,479	433,925
平均年齢(歳)	26.4	35.0	40.1	50.6	53.8	55.0
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	
4	1
5	2
6	1
7	1

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1							73		2	185	52	11	
2							74			191	53	11	
3							75		1	178	39	12	
4							76		2	186	42	21	
5							77		4	161	41	13	
6							78			199	63	12	
7			3				79			146	51	13	
8							80		2	160	58	19	
9							81			172	41	20	
10			3				82		1	177	51	12	
11			4				83		2	151	48	19	
12			1				84		2	133	44	66	
13							85		1	155	37	19	
14			2				86		3	144	29	20	
15		1	2				87		1	129	40	52	
16		1				1	88		2	119	39	12	
17			398				89			119	37	11	
18		1	5				90			122	29	14	
19			27				91			127	33	16	
20			297			3	92			111	34	11	
21			115			3	93			113	25	14	
22			25			11	94		1	114	40	4	
23			26			14	95			98	33	16	
24			370			26	96			98	32	18	
25		1	68			42	97		1	80	27	21	
26			49			32	98		2	112	25	13	
27			20			31	99		1	95	38	20	
28			372			25	100		2	80	25	14	
29		1	112			12	101			102	29	15	
30			77			5	102		1	80	21	16	
31			46			10	103		2	67	18	10	
32		1	360			20	104			66	25	12	
33			177			20	105			66	24	17	
34			83			34	106			62	20	11	
35			59	1		33	107			57	29	17	
36		2	323			42	108			55	27	13	
37			226			37	109			61	27	9	
38		1	108	1		22	110			61	20	8	
39			77	5		26	111		1	53	28	3	
40			249			26	112			56	31	8	
41			256	3		22	113		1	47	25	13	
42		1	152	3		18	114			43	33	11	
43			108	6		15	115			44	29	8	
44		2	267	12		5	116			29	49	3	
45		1	261	9		11	117			46	31	6	
46		3	166	5		9	118		1	40	28	7	
47			118	8	1	3	119			34	31	3	
48			202	18		1	120			34	22	3	
49			233	14		5	121			31	17	16	
50		3	169	9	2	1	122			26	22		
51			139	28		1	123			28	34		
52		2	173	21		1	124			33	30		
53		2	220	27		1	125			15	20		
54			186	31	2	2	126			26	23		
55			156	25	1	2	127			23	23		
56		2	174	30	2		128			31	17		
57			187	26		5	129			18	18		
58		1	171	29	3		130			16	25		
59			187	37			131			26	14		
60			179	42	5		132		1	28	14		
61		1	216	33	3		133			18	18		
62		3	193	35	3		134			21	9		
63		3	180	38	4		135			28	7		
64			175	42	5		136			21	5		
65			213	44	5		137			18	31		
66		1	191	52	8		138			28			
67		1	169	47	8		139			24			
68		1	185	47	12		140			23			
69		1	180	43	8		141			25			
70		2	191	59	12		142			30			
71		2	205	45	11		143			25			
72		1	177	43	5		144			22			

給料号	級	1	2	3	4	5
145			22			
146		1	22			
147			30			
148			16			
149			24			
150			24			
151			18			
152			32			
153			26			
154			34			
155			27			
156			24			
157			26			
158			28			
159			27			
160			36			
161			42			
162			35			
163			35			
164			40			
165		2	45			
166			43			
167			51			
168			37			
169			34			
170			20			
171			28			
172			22			
173			12			
174			11			
175			7			
176			6			
177			9			
178			6			
179			1			
180			2			
181			6			
182			2			
183			5			
184			3			
185			34			
人員計(人)		82	16,157	2,898	813	577
(構成比(%))		(0.4)	(78.7)	(14.1)	(4.0)	(2.8)
平均給料月額 (円)		271,883	313,676	399,830	432,367	448,403
平均年齢(歳)		39.6	35.8	48.0	52.4	56.5
標準的な職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	総括校長、 校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1									73	2	48	63	11	3	8	9	
2									74	2	42	53	16	3	14	6	
3									75	3	42	50	10	5	9	13	
4									76	1	41	65	12	3	3	16	
5									77		46	55	19	5	8	8	
6									78	1	37	68	13	4	8	8	
7									79		32	58	19	2	21	5	
8									80	1	27	56	18	3	19	3	
9	51								81	1	39	75	25	6	21	13	
10	16								82		35	72	15	4	7		
11	7								83	1	24	76	25	1	15		
12	50					1			84		41	64	26	4	18		
13	28								85		34	79	36	3	25		
14	34								86	1	24	77	20	4	9		
15	6								87	1	21	77	29	4	15		
16	58								88		25	79	32	5	25		
17	69			1					89		25	78	37		22		
18	48								90		23	72	27	5	23		
19	20						1		91		19	72	25	4	9		
20	124		4						92		20	63	38	2	13		
21	31		2						93		31	56	38	2	17		
22	34		3						94		16	70	46	1	11		
23	14								95		10	62	37	2	16		
24	158		5						96		19	62	48	2	12		
25	179		7						97	1	10	67	48	4	9		
26	64	2	3	1					98		13	57	33	3	19		
27	39	2							99		12	76	48	3	15		
28	268	7	7						100		11	50	52	9	12		
29	57	4	3	1					101	1	8	53	39	4	8		
30	66	11	3						102		13	38	55	2	11		
31	18	4	4	1					103	1	9	43	44	4	5		
32	234	31	8						104		9	43	37	5	9		
33	63	17	20						105		7	46	38	4	6		
34	63	16	10						106		8	32	42	6	7		
35	34	18	4						107		5	34	33	4	6		
36	165	53	18						108		4	47	33	6	3		
37	72	37	13						109		7	26	34	4	90		
38	58	27	22						110	1	1	25	44	1			
39	43	25	16						111	1	3	25	28	5			
40	152	62	18		1				112		2	28	40	5			
41	64	38	26	2					113			21	34	7			
42	49	27	25	1	1				114		2	25	25	13			
43	28	35	19						115		1	23	33	5			
44	110	72	13		1			1	116		5	11	34	3			
45	49	63	24	1	1				117		2	15	25	161			
46	52	55	19	3	2				118		1	13	30				
47	24	32	12	1		1			119		1	22	20				
48	59	81	23	4	5				120	1	1	20	21				
49	31	66	27	3	1				121		1	9	31				
50	39	57	34	1	1				122		3	18	31				
51	24	42	31	2	5	1		4	123		1	18	21				
52	50	83	27	4	2			20	124		3	12	24				
53	32	72	35	7	1	2		1	125			17	30				
54	22	85	30	4	5			1	126		1	15	32				
55	15	44	22	6	2			11	127		3	13	31				
56	21	78	35	5	4	4		20	128		1	11	24				
57	18	70	35	10	4	6		9	129		4	16	21				
58	10	64	45	9	5	2	1	9	130		4	15	29				
59	8	52	41	8	10	2	2	8	131		2	13	27				
60	12	88	36	4	2	3	11	4	132		1	21	36				
61	5	58	51	3	3	3	19	6	133		6	19	30				
62	10	60	38	5	1	4	8	5	134		1	15	34				
63	8	52	42	10	1	2	19	11	135		3	18	24				
64	7	67	35	6	4	5	5	5	136		5	13	31				
65	5	52	54	7	5	6	3	166	137		1	21	25				
66	6	56	60	11	2	6	1		138		1	19	35				
67	6	44	47	13	4	5	4		139		6	15	35				
68	5	67	34	14	3	1	4		140			22	35				
69	2	64	56	10	5	7	3		141		1	19	33				
70	3	36	47	15	3	3	5		142		6	14	40				
71		43	61	13	9	4	3		143		5	11	34				
72	4	48	58	6	6	6	3		144		2	18	30				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
145		5	14	38				
146		3	12	38				
147		3	19	28				
148		2	16	28				
149		2	14	28				
150			18	32				
151		7	17	24				
152		1	14	36				
153		1	14	25				
154		1	16	17				
155		1	10	28				
156			16	26				
157		9	12	29				
158			21	20				
159			10	26				
160			13	22				
161			9	13				
162			14	25				
163			9	18				
164			8	20				
165			15	28				
166			11	21				
167			6	27				
168			3	25				
169			6	137				
170			7					
171			5					
172			4					
173			8					
人員計(人)	3,121	3,119	4,477	3,166	431	622	173	281
(構成比(%))	(20.3)	(20.3)	(29.1)	(20.6)	(2.8)	(4.0)	(1.1)	(1.8)
平均給料月額 (円)	235,536	290,813	340,853	386,471	414,332	434,871	452,935	476,110
平均年齢(歳)	24.7	34.4	40.6	46.2	49.9	49.6	50.7	54.5
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
	人	構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	6,027	31.6	1,928	3,901	198	6,027
2人	6,868	36.1	2,549	11,075	112	13,736
3人	4,695	24.6	3,535	10,508	42	14,085
4人	1,278	6.7	1,151	3,919	42	5,112
5人	162	0.9	146	652	12	810
6人以上	21	0.1	17	111	2	130
合計	19,051	100.0	9,326	30,166	408	39,900
昨年の状況	19,071	100.0	9,750	29,455	478	39,683

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

その2 職員区分別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数 人	受給割合 %	平均扶養 親族数 人	平均手当 月額 円	非受給者 人	合計 人	平均扶養 親族数 人	平均手当 月額 円
うち行政職員	2,964	33.4	1.9	21,397	5,921	8,885	0.6	7,138
教育職員	6,857	33.4	2.0	22,011	13,670	20,527	0.7	7,353
警察官	8,737	56.8	2.3	24,325	6,653	15,390	1.3	13,809
合計	19,051	41.3	2.1	22,965	27,054	46,105	0.9	9,490
昨年の状況	19,071	41.2	2.1	22,761	27,166	46,237	0.9	9,388

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先 機関の長・ 総括校長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の長 ・校長	出先機関の 副所長	副校長・教頭	船 長		
受 給 者	人 27	人 135	人 956	人 121	人 813	人 3	人 2,055	円 85,277

第6表

住居手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	4	3		6		-		10	
	手 当 月 額 11,000 円 以 上 28,500 円 未 満 の 受 給 者	518	437		1,383		632		2,533	
	手 当 月 額 28,500 円 以 上 の 受 給 者	2,346	2,051		4,855		2,438		9,639	
	計	2,868	2,491		6,244		3,070		12,182	
非 受 給 者	7,320	-	6,394	-	14,283	-	12,320	-	33,923	-
合 計	10,188	7,799	8,885	7,773	20,527	8,405	15,390	5,569	46,105	7,324
昨 年 の 状 況	10,261	7,524	8,915	7,514	20,514	8,263	15,462	5,487	46,237	7,171

注 1 住居手当の受給者(配偶者の居住する借家・借間を含まない。)の割合は、一般職員 28.2% (行政職員 28.0%)、教育職員 30.4%、警察官 19.9%、合計で26.4%です。

2 住居手当の額は、家賃月額 16,000円を超える者を対象とし、最高支給限度額は 28,500円です。

《参考》

	人 員	平 均 手 当 月 額
配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	人 2	円 14,200

注 配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

通勤手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計		
	人 員	平均手当 月 額	う ち 行 政 職 員		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	
			人 員	平均手当 月 額							
受 給 者	交通機関等利用者	8,266	16,861	7,561	16,677	7,327	13,736	12,986	14,060	28,579	14,787
	交通用具使用者	1,182	9,330	680	7,002	11,349	5,282	807	8,133	13,338	5,813
	交通機関等と 交通用具併用者	242	19,779	201	19,842	265	14,542	555	15,534	1,062	16,254
	計	9,690	16,016	8,442	15,973	18,941	8,681	14,348	13,784	42,979	12,038
非 受 給 者		498	-	443	-	1,586	-	1,042	-	3,126	-
合 計		10,188	15,233	8,885	15,177	20,527	8,011	15,390	12,851	46,105	11,222
昨 年 の 状 況		10,261	14,788	8,915	14,730	20,514	7,935	15,462	12,411	46,237	10,952

- 注 1 通勤手当の受給者の割合は、一般職員95.1%(行政職員95.0%)、教育職員92.3%、警察官93.2%、合計で93.2%です。
 2 受給者の通勤方法別の割合は、交通機関等利用者66.5%、交通用具使用者31.0%、交通機関等と交通用具併用者2.5%です。
 3 交通機関等に係る手当月額(受給者平均)には、新幹線鉄道等に係る特例の手当額を含みます。

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和5年)の概要

- 1 調査の内容等
 - (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等	イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
ウ 本年4月分の初任給の状況	エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - (2) 調査期間
4月24日(月)～6月16日(金)
- 2 調査機関
神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
 - (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,288事業所	イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)
---	----------------------------
 - (2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出 (1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ(うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した688事業所(うち横浜市291事業所、川崎市110事業所、相模原市80事業所、その他県内地域207事業所)の調査を行いました。 調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。	イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。
---	---
 - (3) 調査実人員
35,533人(うち初任給関係職種2,153人)です。
 - (4) 集計
総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 542	事業所 133	事業所 72	事業所 74	事業所 202	事業所 61
農 業 , 林 業 、 建 設 業	24	7	5	2	8	2
製 造 業	200	35	18	31	91	25
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	128	27	23	15	43	20
卸 売 業 , 小 売 業	45	14	11	6	12	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	21	10	4	3	3	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	124	40	11	17	45	11

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が11所、調査不能の事業所が135所ありました。
- 注 2 調査対象事業所688所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所11所を除いた677所に占める調査完了事業所542所の割合(調査完了率)は、80.1%です。
- 注 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	53.1 %	2.6 %	0.4 %	43.9 %
課 長 級	37.9	7.8	0.2	54.1

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	88.6 %	86.7 %	39.1 %	2.2 %	45.4 %	1.9 %	11.4 %
課 長 級	77.2	74.2	31.1	1.6	41.6	3.0	22.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	69	53.8	750,550	152	750,398	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	18	54.1	790,144	358	789,786	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,220	52.9	726,662	1,542	725,120	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,024	53.0	745,459	3,641	741,818	同上
事務部次長	387	51.1	631,575	3,334	628,241	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	263	52.4	633,313	2,592	630,721	同上
事務課長	2,524	50.0	622,986	9,455	613,531	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技術課長	2,609	50.1	619,379	8,253	611,126	同上
事務課長代理	874	47.5	571,587	52,164	519,423	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	881	46.3	543,273	40,080	503,193	同上
事務係長	1,826	46.6	519,550	59,721	459,829	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,748	46.5	520,267	86,544	433,723	同上
事務主任	1,780	42.8	456,910	63,413	393,497	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,907	44.3	461,102	77,575	383,527	同上
事務係員	6,390	37.4	354,545	42,866	311,679	
技術係員	7,167	36.0	380,502	61,216	319,286	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです)。
 2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。
 3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。
 4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	58	54.4	799,820	183	799,637	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	15	54.7	834,341	419	833,922	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	876	53.1	757,219	608	756,611	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	759	53.1	771,761	1,803	769,958	同 上
事 務 部 次 長	288	51.5	656,476	2,818	653,658	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
技 術 部 次 長	186	53.4	654,876	513	654,363	同 上
事 務 課 長	1,875	50.2	648,424	8,996	639,428	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	1,959	50.3	637,681	8,150	629,531	同 上
事 務 課 長 代 理	713	47.8	581,856	51,633	530,223	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
技 術 課 長 代 理	725	46.3	546,093	38,129	507,964	同 上
事 務 係 長	1,389	46.8	537,532	61,183	476,349	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	1,277	46.6	527,972	90,036	437,936	同 上
事 務 主 任	1,323	43.0	476,250	67,886	408,364	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	1,341	44.8	474,968	81,169	393,799	同 上
事 務 係 員	4,244	37.0	362,116	44,918	317,198	
技 術 係 員	4,785	36.0	388,361	64,944	323,417	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	9	50.9	508,809	0	508,809	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	3	51.0	532,252	0	532,252	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	299	52.5	670,438	2,105	668,333	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	227	53.1	691,440	2,964	688,476	同 上
事 務 部 次 長	89	49.9	571,967	4,323	567,644	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
技 術 部 次 長	68	50.1	592,492	8,290	584,202	同 上
事 務 課 長	573	49.3	545,340	11,098	534,242	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	554	49.3	552,441	6,773	545,668	同 上
事 務 課 長 代 理	139	45.3	522,313	61,999	460,314	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
技 術 課 長 代 理	125	47.1	523,446	70,561	452,885	同 上
事 務 係 長	375	45.2	435,234	53,959	381,275	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	427	45.8	492,254	71,474	420,780	同 上
事 務 主 任	418	41.8	376,573	46,325	330,248	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	524	42.6	415,191	64,454	350,737	同 上
事 務 係 員	1,875	37.7	336,440	38,999	297,441	
技 術 係 員	1,914	35.7	356,431	49,543	306,888	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	2	50.2	519,140	0	519,140	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	45	52.9	590,016	13,238	576,778	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	38	50.0	581,308	42,764	538,544	同 上
事 務 部 次 長	10	49.8	521,198	7,107	514,091	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	9	50.8	533,331	149	533,182	同 上
事 務 課 長	76	50.1	489,958	10,143	479,815	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	96	48.5	483,705	19,918	463,787	同 上
事 務 課 長 代 理	22	49.3	438,356	15,107	423,249	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	31	46.3	446,416	40,840	405,576	同 上
事 務 係 長	62	48.1	442,788	47,279	395,509	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	44	46.6	415,863	62,371	353,492	同 上
事 務 主 任	39	45.8	398,476	36,117	362,359	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	42	41.0	376,003	70,292	305,711	同 上
事 務 係 員	271	41.8	321,227	25,756	295,471	
技 術 係 員	468	37.7	331,584	39,250	292,334	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	-	-	-	-		
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	運航士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	18	58.9	880,005	0	880,005	
	大学教授	186	56.4	806,356	2,990	803,366	
	大学准教授	148	48.6	686,055	7,084	678,971	
	大学講師	107	46.9	605,816	19,780	586,036	
	大学助教	164	39.1	551,992	49,296	502,696	
職 種	高等学校校長	x	x	x	x	x	
	高等学校教頭	5	54.2	683,101	0	683,101	
	高等学校教諭	93	45.7	565,543	24,039	541,504	
研 究 関 係 職 種	研究所長	2	53.3	942,126	388	941,738	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	61	49.6	711,538	40,050	671,488	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	43	47.5	609,045	4,837	604,208	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	148	43.6	554,398	58,617	495,781	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	188	38.9	441,599	61,035	380,564	
	研究補助員	10	35.0	295,680	11,387	284,293	
医 療 関 係 職 種	病院長	4	58.9	2,228,436	14,385	2,214,051	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	6	58.1	1,548,601	148,893	1,399,708	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	42	49.5	1,358,628	424,562	934,066	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	57	39.3	1,096,205	209,828	886,377	
	歯科医師	2	38.5	678,277	72,252	606,025	

注「x」は、調査実人員が1人の場合です。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	7	45.6	508,974	30,690	478,284	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	127	33.4	416,236	58,622	357,614	
	診療放射線技師	135	34.6	416,543	48,170	368,373	
	臨床検査技師	122	37.2	424,262	33,075	391,187	
	栄 養 士	61	34.8	389,114	32,034	357,080	
	理学療法士	138	27.9	323,957	21,886	302,071	
	作業療法士	84	31.2	311,536	16,128	295,408	
職 種	総 看 護 師 長	30	51.7	587,221	9,518	577,703	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	129	45.9	511,557	34,738	476,819	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	477	35.6	428,452	55,379	373,073	
	准 看 護 師	73	46.9	342,544	19,585	322,959	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	42.3	224,163	19,383	204,780	
	自 家 用 乗 用 車 運 転 手	9	55.5	261,948	33,530	228,418	
	守 衛	13	49.3	382,990	64,627	318,363	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	596	220,367	464	221,681	123	215,887	9	217,865
		短大卒	67	198,175	51	202,624	14	186,617	2	195,000
		高校卒	123	181,200	90	180,210	24	180,350	9	192,206
	新卒技術者	大学卒	499	215,331	322	213,942	151	217,932	26	216,361
		短大卒	132	189,991	54	191,567	67	187,825	11	195,832
		高校卒	181	182,998	121	182,153	40	179,273	20	193,975
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,095	218,006	786	218,428	274	217,045	35	216,830	
	短大卒	199	192,178	105	195,778	81	187,634	13	195,710	
	高校卒	304	182,403	211	181,483	64	179,605	29	193,509	
そ の 他	新卒研究員	大学卒	3	208,548	x	x	2	206,992	-	-
	準新卒看護師	養成所卒	67	239,944	62	241,526	5	204,800	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合です。
- 5 令和5年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.09%を含む。）は、大学卒214,876円、短大卒193,467円、高校卒178,111円となっています。

第12表

初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			50.2	(53.4)	(46.6)	-	49.8
		500人以上	61.9	(63.5)	(36.5)	-	38.1
		100人以上500人未満	51.3	(53.8)	(46.2)	-	48.7
高 校 卒	規 模 計		39.1	(40.3)	(59.7)	-	60.9
			17.2	(59.0)	(39.8)	(1.2)	82.8
		500人以上	33.7	(73.7)	(26.3)	-	66.3
		100人以上500人未満	11.4	(69.4)	(27.2)	(3.4)	88.6
		16.6	(22.2)	(77.8)	-	83.4	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表

家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.1%
配偶者に家族手当を支給する		56.9%
家族手当制度がない		24.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,055円
	配偶者と子1人	20,137円
	配偶者と子2人	26,781円

注 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合です。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は75.8%です。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第14表

在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
51.9 %	(41.7) %	(58.3) %	48.1 %

注 ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

第15表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	% 53.7	% 46.3	% 49.0	% 51.0	% 48.4	% 51.6
	500人以上	51.1	48.9	44.7	55.3	42.8	57.2
	100人以上500人未満	55.1	44.9	52.6	47.4	52.3	47.7
	50人以上100人未満	61.7	38.3	58.3	41.7	63.0	37.0

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
% 99.1	% 81.5	% 17.6	% 0.9

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員 の 職務 の 級	民間 従業員 の 職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理 事 等 (10級) 局 長 等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本 庁 の 部 長 等 (8級) 本 庁 の 課 長 等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等 (6級) 副 主 幹 、 副 技 幹 等 (5級)	課長代理	課長	課長
主 査 等 (4級)	係長	課長代理	課長代理
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	係長
高度の知識経験を必要 とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	主任
主 事 、 技 師 等 (1級)	係員	上級係員、係員	上級係員、係員

生 計 費

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食	料 費	37,100	37,410	58,910	80,410	101,900
住	居 関 係 費	64,600	68,710	62,440	56,160	49,890
被	服 ・ 履 物 費	6,530	4,450	7,190	9,940	12,690
雑	費 I	31,490	32,760	62,730	92,690	122,660
雑	費 II	8,470	9,900	13,760	17,630	21,500
	計	148, 190	153, 230	205, 030	256, 830	308, 640

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

1人世帯については、1人世帯の費目別標準生計費(令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値)に、費目別平均支出金額に対する本県の支出金額割合を乗じて求めました。

2人～5人世帯については、横浜市・川崎市・相模原市の「家計調査」における令和5年4月分の費目別平均支出金額(4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの。2人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果表の数値をもとに算出。)に、費目別、世帯人員別の生計費換算乗数を乗じて求めました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

労働経済情勢

労働経済指標

第18表

項目 年度・年月	きまって支給する給与				総実労働時間数		労働力関係			消費支出 (勤労者世帯)		物 価			
	神奈川県				神奈川県		神奈川県		全 国	横浜市		消費者物価指数		国内企業 物価指数	
	調査産業計				調査産業計		常 用 雇 用 指 数 (前年度比・ 前年同月比)	有 効 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	金 額	前年度比・ 前年同月比	横浜市		全 国 [前年度比・前年同月比]	(前年度比・ 前年同月比)
	うち 所定内給与		うち 所定外 労働時間		前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比						前年度比・ 前年同月比	前年度比・ 前年同月比		
金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	時間数	時間数	%	倍	倍	千円	%	%	%	%		
令和3年度	297.9	△ 0.4	275.6	△ 0.6	136.8	11.3	△ 0.3	0.80	1.16	332.9	5.7	0.1	0.1	7.1	
4年度	297.9	△ 0.0	274.5	△ 0.4	137.7	12.0	△ 0.3	0.90	1.31	339.2	1.9	3.0	3.2	9.4	
令和4年1月	289.9	△ 2.0	268.5	△ 1.9	130.9	10.8	1.8	0.79	1.20	313.5	3.5	0.4	0.5	9.1	
2月	290.4	△ 1.7	268.3	△ 2.1	131.7	11.0	0.7	0.82	1.21	278.7	2.8	1.0	0.9	9.4	
3月	295.4	△ 1.5	272.5	△ 1.6	138.2	11.9	1.6	0.83	1.23	354.6	23.3	1.4	1.2	9.4	
4月	301.4	△ 1.4	277.1	△ 1.9	143.5	12.2	0.8	0.86	1.24	368.3	△ 6.1	2.5	2.5	9.9	
5月	291.6	△ 3.7	271.3	△ 3.4	129.5	10.4	0.7	0.87	1.25	326.8	4.7	2.3	2.5	9.4	
6月	295.8	△ 1.8	273.9	△ 2.0	143.8	10.9	△ 0.1	0.87	1.27	316.7	7.9	2.1	2.4	9.6	
7月	293.0	△ 2.2	269.8	△ 2.5	140.8	11.2	△ 0.5	0.89	1.28	300.5	△ 16.9	2.4	2.6	9.3	
8月	294.8	△ 0.7	272.6	△ 1.0	131.7	10.5	△ 0.5	0.90	1.31	323.6	11.3	2.7	3.0	9.6	
9月	295.9	0.0	273.6	△ 0.3	138.2	11.5	△ 0.7	0.91	1.32	366.5	△ 12.9	2.6	3.0	10.3	
10月	295.0	△ 1.9	271.4	△ 2.4	138.1	12.4	△ 0.3	0.91	1.34	325.0	7.9	3.5	3.7	9.7	
11月	296.1	△ 0.6	272.1	△ 1.0	140.6	13.0	△ 0.2	0.92	1.35	284.2	△ 9.0	3.6	3.8	9.9	
12月	298.3	△ 0.1	274.2	△ 0.5	139.2	12.8	△ 1.0	0.93	1.36	410.1	13.0	3.7	4.0	10.6	
令和5年1月	304.1	4.9	279.4	4.0	131.7	12.7	△ 0.9	0.92	1.35	306.7	△ 2.2	3.9	4.3	9.6	
2月	303.0	4.3	278.6	3.8	135.1	12.6	0.1	0.91	1.34	329.0	18.0	3.2	3.3	8.3	
3月	305.4	3.4	280.1	2.7	139.8	13.3	△ 1.0	0.90	1.32	413.0	16.5	3.1	3.2	7.4	
4月	312.9	3.8	286.8	3.5	142.6	12.9	△ 0.5	0.90	1.32	377.7	2.5	3.3	3.5	6.0	
資料出所	県 政 策 局						神奈川 労働局	厚 生 労働省	総 務 省			日 本 銀 行			

注 1 きまって支給する給与について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・金額は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。
- ・前年度比・前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。

2 総実労働時間数について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・時間数は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。

3 労働力関係について

- ・常用雇用指数は、「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)で、令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。
- ・有効求人倍率は、季節調整値です。

4 消費支出について

- ・金額は、1世帯当たり1か月間の平均です。
- また、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果表の数値を基礎として算出しています。

5 物価について

- ・令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



01
公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



02
職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



03
多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒初任給の引上げ ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 特定任期付職員のボーナス拡充 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域手当の大きくくり化 ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当の見直し ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討